

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 8 件

三重厚生年金 事案 570

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、昭和20年11月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和19年10月から20年8月までは50円、同年9月から同年10月までは80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年11月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和19年10月1日から20年11月1日までの期間のA社で勤務していた記録が無いとの回答があった。私は正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が、昭和19年7月1日に払い出されていることが確認できる上、社会保険庁が保管している当該記号番号による申立人の厚生年金保険被保険者台帳により、被保険者資格得喪日は不明であるものの、19年8月1日及び20年9月1日の標準報酬月額の等級が記載されており、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年11月1日と記載されており、当該被保険者名簿に記載されている女性13人（申立人を除く。）も19年6月1日に被保険者資格を取得しているが、このうち複数の者について社会保険事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得日を確認したところ、すべて女性が厚生年金保険被保険者になることができた同年10

月1日となっていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務し、事業主は、申立人について、制度上、女性が厚生年金保険被保険者となった昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年11月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁が保管している当該事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載されている標準報酬月額の等級の記録から、昭和19年10月から20年8月までは50円、同年9月から同年10月までは80円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月21日から44年2月1日まで

私は、昭和35年7月20日にA社に入社後、転勤はあったものの、62年5月10日まで同社で継続して勤務していたので、同社B工場から同社C工場に転勤したころの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社厚生年金基金の老齢年金計算書及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年2月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和43年10月及び同社C工場に係る44年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、申立人と同時期にA社B工場から同社C工場に異動した同僚に申立人と同様の事象が見受けられ、当該異動に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和43年12月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から44年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月4日から32年5月1日まで
② 昭和33年4月21日から同年5月1日まで

私は、昭和31年7月4日にA社に入社し、33年5月1日に同社がB社を設立することとなったため、営業部長としてB社へ異動した。その後、再びA社に異動し退職するまで継続して勤務をしていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事務担当者及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和33年5月1日にA社から関連会社であるB社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る昭和33年3月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からB社に異動した一人に申立人と同様の事象が見受けられ、当該異動に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和33年4月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和32年5月1日であり、申立期間①については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号*番から*番（申立人は*番）までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和32年5月1日となっている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA社（現在は、C社）に入社後、転勤はあったものの、継続して働いていたので、同社B営業所から同社D工場に転勤したころの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びC社への照会結果から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年7月1日にA社B営業所から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B営業所に係る昭和46年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「確認できる関連資料等はないが、申立人が申立期間に当社に継続して勤務していたことは間違いなく、当社の事務手続上のミスだと思う。」と回答していること、及び事業主が資格喪失日を昭和46年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から52年3月まで

申立期間中は転居を繰り返していたが、転居する都度、転居先の役所で国民年金の加入手続を行い、年に3回から4回、郵便局や銀行で国民年金保険料を納付していた。また、役所で納付したこともあったと思う。申立期間について、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県において昭和54年6月に払い出されているが、その時点では、申立期間は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立期間について特例納付した形跡はうかがえず、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間中に転居を数度繰り返し、その都度、転居先で国民年金の加入手続を行い、郵便局や銀行で国民年金保険料を納付していたとしているが、制度上、昭和46年ごろまでは、現年度保険料の納付方法は印紙検認方式であるため、納付書による納付はできない上、申立人は、印紙検認方式による納付については記憶が無いとしていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間について、申立人が転居したとしている市等に確認しても、申立人が国民年金に加入した形跡は無く、約12年とこれほど長期にわたり、かつ、複数の市等において、事務処理に過誤が生じたとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 727

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から9年2月まで
就職の関係で市役所に行った時に、国民年金に加入した。その際、国民年金保険料の滞納について説明を受け、2年分はさかのぼって納付できると言われたが、一度には無理だったので、1回につき1、2か月分程度の保険料を数回に分けて納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期について明確に記憶していない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、厚生年金保険の記号番号が使用されていることから、基礎年金番号制度が導入された平成9年以降に国民年金の加入手続が行われたものと推認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間を含む平成5年9月から9年2月までの国民年金の加入記録は12年9月に追加整理されたものである上、市が保管している国民年金被保険者名簿においても、当初、申立人の国民年金被保険者の資格取得日について、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年8月21日と記録しているが、その後に厚生年金保険の加入期間を確認した上で5年9月から9年2月までの国民年金の加入期間を追加していることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続は12年9月ごろに行われたものと考えられるが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 728

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から61年3月まで
昭和36年から継続して国民年金保険料を納付しており、国民年金を辞めた覚えは無い。領収印が押された手帳はほとんど保管しているが、申立期間の領収書は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、昭和60年8月の時点で国民年金の任意加入の喪失手続を行った記憶は無いとしているものの、申立人が所持している国民年金手帳には、60年8月13日に被保険者資格を喪失した旨が記載されている上、当該手帳に記載された資格喪失日は、市の記録及び社会保険庁の記録とも一致しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立人の夫は、昭和60年8月に共済組合を脱退し、厚生年金保険に加入していることから、申立人が、その夫の共済組合の脱退を契機として国民年金の任意加入の喪失手続を行ったことも考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の一部を含む昭和60年度2期(昭和60年7月から同年9月まで)分の納入通知書兼領収証書が見付かったとして、それを提出しているが、当該領収証書には、既に納付済みとなっている昭和60年7月分に係る金融機関の領収印が押されているものの、同年8月及び同年9月については、領収印を押す欄の一部及び全部が破損しており、残された部分においても領収印は確認できない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 729

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年12月まで
昭和42年ごろ、町内会の案内で母親が私の国民年金の加入手続を行い、それ以降、毎月100円から200円の国民年金保険料を町内会の集金により現金で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする母親も他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、特例納付していた形跡も無く、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立人と同様に国民年金保険料の納付記録が無くなっている者がいると主張しているため、申立人が名前を挙げた者を含む申立人の近隣の者数名についての記録を調査したが、その内容に不自然な点は見られなかった。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 730

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで
昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、同年 11 月に就職した後も母親が国民年金保険料を納付していたため、社会保険庁から、国民年金と厚生年金保険に重複して加入している期間について国民年金保険料を還付する旨の電話を受けた。それにもかかわらず、厚生年金保険と重複していない申立期間まで国民年金の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親は高齢のため聴取に応ずることができないことから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、国民年金手帳について受領した記憶が無いとしている上、社会保険事務所及び市に確認しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人が国民年金に加入した形跡は確認できない。

さらに、申立人は、国民年金と厚生年金保険に重複して加入していたため、社会保険庁から重複期間の国民年金保険料を還付する旨の電話を受けたと主張しているが、受領した還付金の額や還付手続等についての記憶は無いとしている上、社会保険庁の記録においても、申立人が国民年金に加入した記録は無いことから、還付に関する状況を確認することができない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 574

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月ごろから20年9月ごろまで
② 昭和20年11月ごろから23年1月1日まで

私は児童施設から小学校を卒業し、同児童施設内にあった農業訓練所で約2年間訓練を受けた後、昭和16、17年ごろ、開拓移民として外国に行くことを拒否したことからA事業所で爆弾の信管を作る仕事を強制的にさせられた。終戦後、そこを解雇されてB事業所に1年ぐらい勤めた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和21年4月1日であり、申立期間①については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所は平成元年5月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間①におけるA事業所の同僚であるとしている者について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録に該当者は見当たらない上、当時の同事業所の従業員の連絡先等も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、法務局に照会したところ、B事業所の法人登記簿は見当たらないと

の回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間②当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 1 日から同年 2 月 2 日まで

A社（現在は、B社）からC社に移籍する時、両社間での取り決めで空白期間を置かないとの約束であった。C社の入社日は、昭和 62 年 2 月 2 日と認識しているので、A社の退職日が訂正されるべきではないか。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員データ及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人のA社の退職年月日は昭和 61 年 12 月 31 日となっている上、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 62 年 1 月 1 日となっており、これは社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立人は、C社には昭和 62 年 2 月 2 日に入社したとしているが、これは同社から提出された従業員情報（データ）における申立人の入社年月日と一致している上、社会保険事務所に記録されている申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日とも一致している。

さらに、申立人が記憶している申立期間当時のA社の同僚からは、「申立人のことは覚えているが、申立人がいつA社を退社したか覚えていない。」と供述している上、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人のことは記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和 45 年 4 月 1 日資格取得、61 年 12 月 31 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 7 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。A事業所（現在は、B社）の勤務証明書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人からA事業所の勤務証明書の提出があったものの、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「申立人が当該事業所に勤務していたことは判明しているが、資料が残っていないため勤務期間は不明である。また、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についても、当時の資料は残っておらず、役員等関係者も既に他界しているため不明である。」との回答があり、これらを確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、A事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号*番（昭和 32 年 9 月 26 日資格取得）から*番（昭和 33 年 6 月 20 日資格取得、申立人は*番）までを調査したが、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 21 日から 34 年 9 月 21 日まで

私は、A社で荷造りの仕事をしていました。昭和 34 年 1 月に親方の自宅へ新年のあいさつに行っており、間違いなく同社に勤めていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は平成 14 年 1 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員等関係者に照会を試みたものの、いずれも既に他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している同僚からは、「申立人のことは覚えているが、申立人が勤務していた時期等については覚えていない。」と供述している上、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人のことは記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和 33 年 9 月 21 日と記載されており、訂正された形跡も無く、記載内容に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 578

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 21 日から 55 年 3 月 10 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けたが、私は昭和 53 年に A 社の支店長と本社営業部長を兼務していた記憶がある。55 年 3 月に B 社を設立するまで健康保険証を使用していたので、厚生年金保険被保険者期間は継続されていたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における雇用保険の加入記録によると、昭和 45 年 4 月 1 日資格取得、53 年 10 月 20 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い上、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険継続療養証明書の交付記録があり、申立人は申立期間に健康保険継続療養を受給していたことが確認できる。

さらに、申立人が代表取締役を務めていた B 社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は昭和 53 年 10 月 27 日に設立されており、これは申立人の A 社に係る厚生年金保険の資格喪失日の 6 日後となっている。

加えて、A 社の元役員及び申立期間に同社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 29 年 9 月から 30 年 11 月 20 日まで
③ 昭和 31 年 10 月 31 日から同年 12 月 15 日まで

中学校を卒業した昭和 29 年 7 月から父親が働いていた A 事業所（現在は、B 社 C 支社）に入社し、同年 9 月に D 社（現在は、E 社）に異動した。当時の同僚についても記憶があり、働いていたのは短い期間ではなかった。申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 事業所に係る社会保険関係の事務を継承している B 社本社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

また、A 事業所の当時の事業主の子から、「当該事業所の従業員の名簿には、申立人の氏名は無く、申立人より先に入社していたとされる申立人の父親の入社日は、申立期間①よりも後の昭和 29 年 10 月 10 日となっている。」との回答があった。

さらに、申立期間①に A 事業所に在籍していた複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②及び③について、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてE社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間②及び③にD社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった上、これらの同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日を確認したところ、本人が記憶している入社時期より7か月から2年くらい後に資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②及び③について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 12 年 2 月 28 日まで
事業所が適用事業所に該当しなくなった後に平成 11 年 7 月から 12 年 1 月までの標準報酬月額が遡及して減額処理されている。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録により、平成 12 年 2 月 28 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、同年 3 月 3 日付けで申立人の 11 年 7 月から 12 年 1 月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、遡及して 56 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社における社会保険の手続はその妻が行っていたとしているところ、その妻は「当該事業所を適用事業所から除外する手続をするため社会保険事務所に行ったが、標準報酬月額を遡及して減額する手続は行っていない。」と主張しているが、社会保険事務所における適用事業所の全喪処理、標準報酬月額の訂正処理及び資格喪失の処理が同日に行なわれていること、及び申立人は同社の代表取締役であり、その妻が同社の社会保険の手続を行っていたことを踏まえると、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 581 (事案 121 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月から 35 年 5 月まで

申立期間については、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けたが、今回、昭和 34 年の元旦に会社で撮った集合写真が見付かったので提出する。その写真に写っている同僚には、厚生年金保険被保険者記録があるのに、私の記録が無いのは納得できない。再申立てするので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管している A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が無いこと、申立人と同時期に同事業所に入社したとする同僚についても、厚生年金保険被保険者資格は申立人が同事業所を退職した後に取得しており、同事業所では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえること、及び同事業所を統合した同社 C 支店に照会したものの、当時の資料等は残っておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 28 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立ての事業所に勤務していた当時の写真が見付き、その写真に写っている同僚の厚生年金保険被保険者記録はあるのに申立人の記録が無いことに納得できないことから、事実関係を再確認してほしいと主張しているが、当該写真に写っている申立人から氏名の提示があった同僚 3 人のうち、2 人は既に他界しており、新たに申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった上、もう 1 人から「会社が社会保険に加入させる

時期は従業員によってまちまちだった。」との回答があったこと、及び当該事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった別の同僚3人のうち、1人は入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、2人は入社日の約1年後に資格を取得していることを踏まえると、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況が改めてうかがえる。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。